

古文書解読チャレンジ講座第二十回

博覧会へのいざない

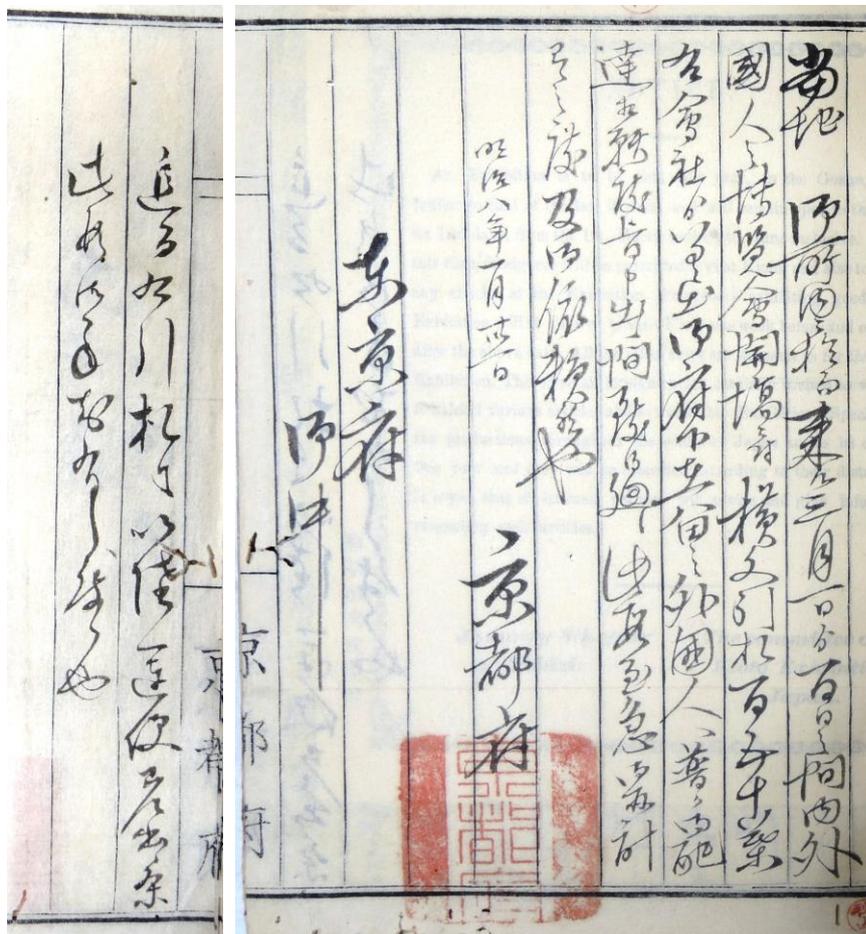
出典：『往復書翰留・乾 〈支庁〉』

607. A4. 07

平成二十九年十一月 東京都公文書館

今回は、東京都公文書館が所蔵する「東京府文書」のうち、明治八年（一八七五）に京都府が東京府にあてた掛合書（依頼文）を取り上げます。京都府からの依頼はどんな内容だったのでしょうか、早速読んでみましょう。

一、史料「京都府宮内博覧会開場に付同府より掛合書各個人へ達書」『往復書翰留・乾 〈支庁〉』607. A4. 07  
明治八年（一八七五）



とうりあり也。本年の會は日本全國の  
 産出物品を蒐集し又其出處を  
 分ち陳列し著く識者の品許を請ふ  
 事也。  
 明治八年一月  
 日本京都博覧會會長

稟告  
 本年京都に於て博覧會を催し  
 前三年の擧と同く来三月一日より  
 六月の迄滿一百日の間開場し之を爲す  
 縦觀せしむは外國人之へるも許し  
 且會場を展覧の爲出品令むるも尤  
 此出品を貯る外客も右日限の外前後  
 一週より滞京を特許し又諸規則ハ前  
 會に通りしを茲の外客を招待するも  
 各種の物品を出ししは會の輔翼と  
 人

NOTICE.

An Exhibition is to be held this year, in the Goshō, Kioto, similar to that of the last 3 years and will remain open to the public for 100 days, from the 1st. March to the 8th. June inclusive. During this time, foreigners will be permitted to visit Kioto, and also to exhibit any articles at the Exhibition. Foreigners exhibiting goods at the Exhibition will be allowed to visit Kioto one week before and one week after the above date. All the other rules are the same as for the former Exhibition. Therefore all foreigners are cordially invited to visit and to exhibit various articles and so assist this Exhibition. Specimens of the productions throughout the whole of Japan are to be collected this year and they will be classified according to their districts. It is hoped that all learned persons will advise and give information respecting such articles.

January 8th year      The committee of the  
 of Meidzi.                      Kioto Exhibition  
    Japan.

京都博覧會文堂印行

二、史料の解読／読み下し例

当地 御所内ニ於て而ル三月一日方百日之間内外

当也 伊河内権左衛門三月一日方百日の間内外

国人之博覧会開場ニ付横文引札百五十葉

右会社方 差出御府下在留之外国人へ普ク御配

左會社方 伊河内権左衛門外国人へ普ク御配

達相願度旨申出候間致御廻候此段至急御取計

達相願度旨申出候間致御廻候此段至急御取計

有之度及御依頼候也

有之度及御依頼候也

明治八年一月卅一日 京都府

明治八年一月卅一日

京都府

東京府 御中 京都府

東京府 御中

東京府

追而右引札は以陸運便差出候条

追而右引札は以陸運便差出候条

此段御承知有之度候也

此段御承知有之度候也

此段御承知有之度候也

此段御承知有之度候也

稟告

稟告

本年京都御所於て而博覧会を催し

本年京都御所於て而博覧会を催し

前三年の挙と同しく来三月一日より

前三年の挙と同しく来三月一日より

六月八日迄満一百日の間開場して衆庶に

六月八日迄満一百日の間開場して衆庶に

縦観せしむ此間ハ外国人之入京を許し

縦観せしむ此間ハ外国人之入京を許し

且会場に展覽之為出品令むへし尤

且会場に展覽之為出品令むへし尤

且出品をなす外客は右日限之外前後

且出品をなす外客は右日限之外前後

一週日つゝ滞京を特許す又諸規則ハ前

一週日つゝ滞京を特許す又諸規則ハ前

會之通りにて茲ニ外客を招待するは

會之通りにて茲ニ外客を招待するは

數種之物品を出して此會之輔翼を

數種之物品を出して此會之輔翼を

特種之物品を出して此會之輔翼を

特種之物品を出して此會之輔翼を



【解説文】

当地 御所内ニ於て而ル三月一日より百日之間内外  
 国人之博覧会開場ニ付横文引札百五十葉  
 右会社方差出御府下在留之外国人へ普ク御配  
 達相願度旨申出候間致御廻候此段至急御取計  
 有之度及御依頼候也

明治八年一月卅一日 京都府

東京府

御中

追而右引札は以陸運便差出候条  
 此段御承知有之度候也

稟告

本年京都御所於て而博覧会を催し  
 前三年の挙と同じく来三月一日より  
 六月八日迄滿一百日の間開場して衆庶に  
 縦觀せしむ此間ハ外国人之入京を許し  
 且会場に展覽之為出品令むへし尤  
 此出品をなす外客は右日限之外前後  
 一週日つゝ滞京を特許す又諸規則ハ前  
 会之通りにて茲ニ外客を招待するは  
 数種之物品を出して此会之輔翼を  
 乞はんか為也將本年之会ハ日本全国に  
 産する物品之見本を集め夫々其出処を  
 分ち陳列し普く識者の品許(評カ)を請ふ  
 もの也

明治八年一月

日本京都博覧会長

【読み下し例】

当地、御所内に於いて来る三月一日より百日の間、内外  
 国人の博覧会開場に付き、横文引札百五十葉  
 右会社より差し出し御府下在留の外国人へ普く御配

達相願いたき旨申し出で候間御廻し致し候、此段至急御取計らい  
 これ有りたく、御依頼に及び候也

明治八年一月三十一日 京都府

東京府御中

追而、右引札は陸運便を以て差し出し候条、  
 此段御承知これ有りたく候也

稟告

本年、京都御所に於いて博覧会を催し  
 前三年の挙と同じく来三月一日より

六月八日迄満一百日の間開場して衆庶に  
 縦観せしむ、此間は外国人の入京を許し  
 且会場に展覧のため出品せしむべし、もつとも

この出品をなす外客は右日限のほか前後  
 一週日つゝ滞京を特許す、又諸規則は前  
 会の通りにて、茲ニ外客を招待するは

数種の物品を出してこの会の輔翼を

乞わんがため也、はた本年の会は日本全国に  
 産する物品の見本を集め、夫々其出処を  
 分ち陳列し普く識者の品許(評カ)を請う  
 もの也

明治八年一月

日本京都博覧会長

三、史料解説

京都府からの依頼は、明治八年(一八七五)三月一日から開催する第四回  
 京都博覧会のチラシを東京に在留する外国人に配布して欲しいというもので  
 した。

■京都博覧会のはじまり

明治四年(一八七二)十月十日から十一月十一日にかけて、日本初の博覧  
 会が京都西本願寺で開催されました。三井八郎右衛門、小野善助、熊谷久右  
 衛門の豪商三人が会主となり、明治維新後の東京奠都によって活気を失って  
 しまった京都に賑わいを取り戻そうと企画したもので、会期三十三日間に一  
 万一千人余が来場しました。これを機に、京都府と民間が合同で京都博覧会  
 社を設立し、以後昭和三年に至るまでほぼ毎年、京都博覧会が開催されまし  
 た。

■外国人誘致

京都博覧会社主催による第一回京都博覧会(明治五年(一八七二)三月十  
 日〜五月三十一日)には、七百七十人の外国人が来場しました。

当時、外国人は「外国人遊歩規程」により、自由に行動できる範囲は、居  
 留地とそこから十里(約四十キロ)以内と定められていました。もし、外国  
 人がこの遊歩区域外に出たいときは、外務省に申請し「内地旅行免状」を発  
 給してもらわなければなりません。

京都府は、外国人にも博覧会に会場してほしいと考えていましたが、京都は  
 大阪の川口外国人居留地から十里外に位置していました。そこで京都府は、  
 出来れば海外の精巧な器物も出品して貰いたいので博覧会期間中に限り外国  
 人の入京を許可して欲しいと政府に申請し、許可を得ました。今回の史料中  
 に「前三年の挙と同じく：此間は外国人の入京を許し、且つ会場に展覧の為  
 出品せしむべし」の記述があるように、翌年以降の京都博覧会においてもこ  
 れと同様の措置が取られました。

明治六年(一八七三)の第二回京都博覧会開催に際しては、英文ガイドブ

ック” The Guide to the Celebrated Places in Kyoto & the Surrounding for the Foreign Visitors ” が作成されています。その中で、開催会場である御所\*について、「博覧会開催までは、公家や高官以外入ることが許されなかった。それゆえに、人々はこの機会に御所を訪れることを切望している(日本語訳」と記されています。京都御所は、江戸時代までは、庶民でも立ち入ることが出来ましたが、明治維新後庶民の立ち入りは禁じられました。そのため、博覧会は、普段は入ることが出来ない御所に立ち入ることが出来る特別な機会であることを強調したのでしょう。実際、日本人来場者数は、第一回の三万八千人余から七十万七千人余へと飛躍的に増加しました。しかし、外国人来場者数には大きな影響はなかったようで、第一回よりも減少しています。

\*博覧会場については、第一回は本願寺・知恩院・建仁寺、第二回から第九回までは大宮御所・仙洞御所(現京都御苑内)。明治十四(一八八一)年の第十回からは、京都御苑内東南の一角に建設された常設の博覧会場を使用。明治三十年(一八八七)年には岡崎(現左京区)に博覧会館が建設され、大正三(一九一四)以降は岡崎の京都市勧業館が会場となった。(京都歴史資料館情報提供システムフィールドミュージアム京都「都市史29 京都の博覧会」<https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/rekishu/fm/nenpyou/htmlsheet/tosh129.html#top>)

■ 欧文引札

引札とは、広告として配布された印刷物、つまりチラシです。

こうしたチラシが、前三回の博覧会開催においても外国人に配布されていたのかどうかは不明ですが、下表のように、外国人来場者数は第一回から二回、三回と回を重ねることに減少していました。そのため、第四回開催にあたって、外国人に広く周知する目的で欧文引札を作成したのかもしれない。しかし結果は、四百五名と前回よりも減少しています。

(表) 第一回から第四回までの会期と外国人来館者数

	会 期	( ) 内は日数	外国人来館者
第一回	明治五年三月十日〜五月三十一日(八十日)		七百七十人
第二回	明治六年三月十三日〜六月十日(九十日)		六百三十四人
第三回	明治七年三月一日〜六月八日(百日)		五百七十七人
第四回	明治八年三月一日〜六月八日(百日)		四百五人

史料の英文で記された引札を見ると、明治は“Meiji.”ではなく“Meizidz.”、京都が“Kyoto.”ではなく“Kioto.”になっているなど、現在とは異なる綴りになっています。

参考文献

- 京都博覧協会『京都博覧会沿革誌』明治三十六年
- 工藤泰子「明治初期京都の博覧会と観光」『京都光華女子大学研究紀要』46, 77-100, 2008-12

(完)